



# 山形県公報

令和3年10月12日(火)

号外(33)

## 目次

### 条 例

- 山形県手数料条例の一部を改正する条例……………(財政課) ……2
- 山形県流域下水道条例の一部を改正する条例……………(下水道課) ……同
- 山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例……………(道路整備課) ……同

### この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第59号) (財政課)
  - 1 家畜伝染病予防法の規定に基づく動物用生物学的製剤のうち豚熱予防液の使用の許可の事務につき手数料を徴収することとした。
  - 2 この条例は、令和3年11月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県流域下水道条例の一部を改正する条例 (県条例第60号) (下水道課)
  - 1 下水道法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
  - 2 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。
- ◇ 山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例 (県条例第61号) (道路整備課)

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準として、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路並びに旅客特定車両停留施設の構造に関する基準を定めることとした。

## 条 例

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第59号

#### 山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第310号の次に次の1号を加える。

(310)の2 家畜伝染病予防法第50条の規定に基づく 動物用生物学的製剤使 1頭につき70円  
動物用生物学的製剤（豚熱予防液に限る。）の使 用許可手数料  
用の許可

#### 附 則

この条例は、令和3年11月1日から施行する。

山形県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第60号

#### 山形県流域下水道条例の一部を改正する条例

山形県流域下水道条例（昭和62年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条の18第1項」を「第25条の30第1項」に改める。

第1条の2中「第25条の10第1項」を「第25条の22第1項」に改める。

第3条及び第8条中「第25条の18第1項」を「第25条の30第1項」に改める。

#### 附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月12日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第61号

#### 山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年12月県条例第92号）の一部を次のように改正する。

第47条第1号中「自転車歩行者道」を「自転車歩行者道並びに自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 旅客特定車両停留施設

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。